妊産婦健診についてのお願い

金沢医療センター　産婦人科外来

この度はご懐妊おめでとうございます。
当院では医師、看護師、助産師をはじめスタッフ一同全力で、安心してご出産していただけるように全力でサポートさせていただきます。

◎妊娠～産後までの主な助成制度◎

時期	妊娠初期～出産	出産後	産後1ヶ月～
助成制度など	妊婦健診	出産育児一時金など	産婦健診や乳児健診

※助成制度の対象の確認はお住いの市町村の市役所や管轄機関にお問い合わせ下さい。
※以下の制度はあくまで一例となります。自治体によっては様々な助成制度がありますので、あらかじめご確認していただくようお願いします。

妊娠初期～出産

（妊婦健診についてのお願い）

・妊産婦健康診査事業受診票（以下受診票）はご本人様の**自己管理**となりますので、外来や病棟等でお預かりや保管はできません。また、紛失された場合は市役所や保健所に問合せてください。
・受診前に**受診票の上部太枠（名前や連絡先，問診等）へあらかじめご記載していただく**ようお願いします。
・母子手帳にも当院で実施した検査等の記載をさせていただきますので、受診票と併せて産婦人科外来窓口へご提出していただくようお願いします。
・受診票をお忘れになった場合は自己負担が発生しますが、後日お越しになった際に提出していただければ返金させていただきます。なるべく受診票をお忘れにならないようご協力お願いします。

石川県内にお住みの方

・当院では県内の市町村の受診票は**お使いいただけます**。
★受診票は原則妊娠週数に応じた回数の券しかお使いいただけません。助成対象外の時期での受診や使用される受診票の助成対象外の検査は自己負担が発生しますので、あらかじめご了承ください。

里帰りで受診される方・石川県以外にお住みの方

・当院では原則県外の市町村の受診票は**お使いいただけません**。そのため、健診はすべて自己負担が発生しますので、あらかじめご了承ください。
・当院は原則石川県の妊産婦健康診査事業に準じて行っております。お持ちの受診票の検査内容が助成対象外の場合や実施する時期が違う場合等がございますのであらかじめご了承ください。

※1　市町村によっては**払い戻し（償還払い）**できる場合がございます。お住いの市町村にあらかじめご確認ください。また、手続き等で受診票への記載が必要になる場合がございますので、受診票は破棄しないようにお願いします。
※2　払い戻しが可能な市町村においても、当院で自己負担いただいた金額の全額が返還されない場合があります。払い戻しの金額や手続き等のご確認もお願いします。

※3　**払い戻し（償還払い）とは？**

簡略的にいうと、ご本人様が市役所などの代わりに医療費を建て替える制度です。
③支払証明の手続きは自治体によって様々ですので、あらかじめご確認していただくようお願いします。別途記載が必要な書類がある場合は外来窓口まで申し出ていただくようお願いします。

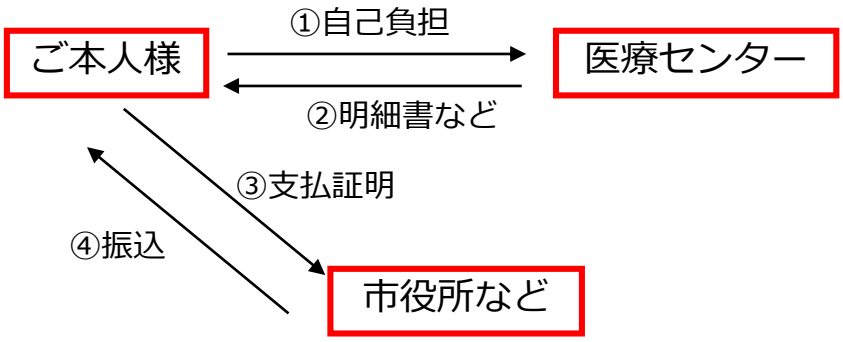

◎受診票の検査内容

妊婦健診助成検査内訳

妊娠週数	受診券	基本項目	尿検査	採血	超音波検査	その他の検査
8～11	①	○	○	○	○	クラミジア，子宮頸がん検査
12～15	②	○	○			
16～19	③	○	○			
20～23	④	○	○		○	
24・25	⑤	○	○			
26・27	⑥	○	○			
28・29	⑦	○	○			
30・31	⑧	○	○	○	○	
32・33	⑨	○	○			
34・35	⑩	○	○			GBS（B群溶血性レンサ菌）
36	⑪	○	○		○	
37	⑫	○	○	○		
38	⑬	○	○			
39	⑭	○	○			

※基本項目…診察，血圧，身長・体重
※検査によっては当日食事を摂取せずにお越し頂く場合がございます。
　医師や助産師等にお尋ねください。
※使用する受診券の助成対象外の検査をする場合は自己負担が発生しますので、
　あらかじめご了承ください

産後～

（産婦健診・乳児健診・幼児健診）

産後1ヶ月健診や乳児健診，幼児健診も県内の妊産婦助成事業の助成対象になっております。産後も受診票を保管していただきますようお願いします。

※県外の事業では、妊婦のみを対象にしている場合，妊産婦を対象にしている場合等**自治体によって助成対象範囲が異なる場合があります。**お住まいの市町村の助成範囲やの払い戻しの確認をしていただくようお願いします。
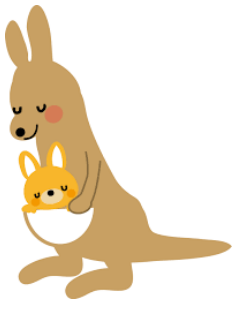
ご協力お願いします。